これは　第７期福山市障がい福祉計画・第３期福山市障がい児福祉計画（案）に係る　パブリックコメントの結果報告

です。

これは　４つのうちの３　です。

意見の内容と市の考え方

市の考え方を説明するもの　は　６４件　あります。

意見番号１から意見番号４は第２章　障がいのある人を取り巻く現状　についての　意見です。

意見番号１

該当か所

第２章　障がいのある人を取り巻く現状

１３ページ　３　療育手帳所持者の状況

１６ページ　６　障がい支援区分認定者の状況

意見要旨

２０２１年度から２０２２年度にかわるとしのまるＡとＡの人数がほかのとしに比べて変化が大きいのはなぜか。また，支援区分の区分６の変化が大きいが，療育手帳の人数の変化と連動して支援区分も変わっているのか。

考え方

広島県が，管理台帳を整理したことによるものと伺っています。

なお，療育手帳所持者数の変化による，支援区分ごとの人数への影響はありません。

意見番号２

該当か所

第２章　障がいのある人を取り巻く現状

１７ページ　７　障がいのある子どもを取り巻く教育環境の状況

意見要旨

つう級指導教室の利用者が減少しているのは自校つう級ではない保護者の送迎の困難さが影響していると思う。つう級利用の必要度にあわせて充実してほしい。障がいのある子どもたちが安心して学校生活がおくれるよう，教育委員会と連携を強力にし，療育から教育へ必要なサポートが途切れないようにしてほしい。

考え方

　つう級指導教室の設置については，児童生徒の状況や保護者の要望とうの把握に努め，市内全体の状況を踏まえながら，県教育委員会と協議し，対応しております。

療育から教育への支援を引き継ぐため，就学時健康診断で，保護者の困り感の把握や，小学校区単位で保育所，幼稚園，小学校の連携のかいを定期的に行い情報共有しています。引き続き関係機関と連携し，保護者とともに取り組んでまいります。

意見番号　３

該当か所

第２章　障がいのある人を取り巻く現状

１７ページ　７　障がいのある子どもを取り巻く教育環境の状況

意見要旨

情緒つう級指導教室については，利用は２年生からのため，普つう級で少し支援があれば安心という子もいる。普つう級の担任は，発達障がいへの理解度に差があり，つう級の先生ならば専門知識があるので，連携してほしい。利用しやすい体制づくりを希望する。

考え方

情緒つう級指導教室の利用は原則２年生からとしていますが，これは学習や生活環境が大きく変化する入学ごの日々の学校生活の状況を見ていくなかで指導が必要か判断するためです。

情緒つう級指導教室の担当者による教育相談は，１年生でも利用可能です。また，発達障がいや特別支援教育とうの理解については幅広く教職員研修を行い，知識向上に努めてまいります。

意見番号４

該当か所

第２章　障がいのある人を取り巻く現状

１７ページ　７　障がいのある子どもを取り巻く教育環境の状況

意見要旨

特別支援学級に中学校の人数が少ないのは高校受験を有利にするために，やむを得ず通常学級に在籍をしている子どもたちがいることを聞いたことがある。

障がいがあっても安心して学べる学びたい高校，大学があればと強く願う。

考え方

中学校の特別支援学級を卒業した生徒のうち，多くの生徒が，全日制や定時制，通信制などの高とう学校や特別支援学校高とう部に進学しています。

また，広島県立及び福山市立の高とう学校においては，生徒一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導及び必要な支援を提供する場の充実のためにつう級による指導が行われています。

引き続き，生徒の特性や興味・関心，保護者の要望に応じて，生徒が安心して学ぶことができる学習のばが提供できるよう取り組んでまいります。

意見番号５から意見番号７は　おもに第３章　前期計画の進捗状況　についての　意見です。

意見番号５

該当か所

第３章　前期計画の進捗状況

２２ページ　（５）就労定着支援事業の利用者数

第４章　成果目標の設定

３８ページ　（３）就労定着支援事業の利用者数

意見要旨

２０２３年度の一般就労移行者目標値４４人，実績値３１人ちゅう４人しか就労定着支援を利用していない。今回目標人数だけ設定されているのはなぜか。

考え方

国の指針に定める目標設定内容が変更されたことに伴い，このたびの計画では４月から９月に一般就労へ移行する人に限らず，就労定着支援全体の利用者数を目標値としています。

意見番号６

該当か所

第３章　前期計画の進捗状況

２４ページ

【２】障がい福祉サービスとうの進捗状況

１　訪問系サービス

意見要旨

居宅介護の利用者数について，１人のひとが月に身体介護と家事援助と通院とう介助（身体あり）を利用した場合，カウントは１人，２人，３人のどれになるのか。

考え方

身体介護や家事援助とうの複数のサービスを同一人が利用した場合，利用者数は１人として計上しています。

意見番号７

該当か所

第３章　前期計画の進捗状況

２４ページ

【２】障がい福祉サービスとうの進捗状況

１　訪問系サービス

第５章　障がい福祉サービスとうの見込量及び見込量確保のための方策

４４ページ

【１】訪問系サービス

意見要旨

重度訪問介護について知的障がい者の利用者数と身体障がい者の利用者数は分けたほうがよいのではないか。

考え方

障がい福祉サービスを利用する人には，身体と知的，身体と精神など，複数の障がいのある人がいます。そのため一律に障がい種別ごとに見込量を設定することは困難です。

意見番号８から意見番号１３は　第４章　成果目標の設定　についての　意見です。

意見番号８

該当か所

第４章　成果目標の設定

３４ページ

【１】福祉施設入所者の地域生活への移行

意見要旨

２０２６年度まつまでに３．２％（１１人）が地域生活へ移行とあるが，２０２３年度まつの実績が０．８％（３人），更に待機者３８７人という実態のなかで，数値目標にこだわることは意味がないのではないか。

考え方

施設入所者の地域移行者数の目標数値については，国が示した指針に基づき設定することとなっています。

本市としてもこの目標は重要と考えるため，設定しております。

意見番号９

該当か所

第４章　成果目標の設定

３７～３８ページ

【３】福祉施設からの一般就労への移行

意見要旨

就労移行支援・就労継続支援Ａ型，Ｂ型それぞれの分母を明らかにして各施設の一般就労移行者の割合を数値目標化すべきではないか。

考え方

一般就労の移行者数とうについては，国が示した指針を参考に，本市の実情を勘案して設定したものです。

意見番号１０

該当か所

第４章　成果目標の設定

３７～３８ページ

【３】福祉施設からの一般就労への移行

意見要旨

福祉的就労からの移行について，就労している人数だけ見ているとあたかも障がい者に働かない原因があるかのように見える。

就労継続支援はもともと一般就労を目標にした事業として出発していなかったのではないか。

考え方

一般就労の移行者数とうについては，国が示した指針を参考に本市の実情を勘案し設定したものです。

また，就労継続支援は，生産活動とうの機会の提供，就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援とうを行うものであると考えています。

意見番号１１

該当か所

第４章　成果目標の設定

３９ページ

（４）就労定着支援事業の就労定着率

意見要旨

就労定着率を問うよりも就労定着支援事業所を増設することが課題ではないか。

考え方

引き続き，就労定着支援事業所の参入の促進に取り組んでまいります。

意見番号１２

該当か所

第４章　成果目標の設定

４０ページ

【４】障がい児通所支援の提供体制の整備とう

1. 児童発達支援センター

意見要旨

児童発達支援センターの設置数，５箇所で充実と記載されているが，本当に足りているのか。センターに入りたくても募集人数よりも応募人数が多くて入れない子が多くおり，足りてないというのが現実ではないか。

考え方

本市では現状維持の５か所で目標設定しています。同センターは地域の障がい児やその家族への相談，障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど，地域の中核的な療育支援施設として大変重要と考えています。

そのため，４０ページの表中まる２のとおり，児童発達支援センターや通所支援事業所などが保育所とう訪問支援などを活用しながら障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を「充実」させることを目標としています。

意見番号１３

該当か所

第４章　成果目標の設定

４０ページ

【４】障がい児通所支援の提供体制の整備とう

1. 児童発達支援センター

意見要旨

児童発達支援センターの報酬改定が必要なのではないか。改定が難しいならば市の施設であるなら補助は可能なのではないか。

考え方

児童発達支援の報酬単価は，国の基準に従って設定しているため，本市が単独で改定することは困難です。

今後示される報酬改定とうの内容を注視し，効果的な方策について引き続きの検討してまいります。

続いて　意見番号１４から意見番号４５　は　第５章　障がい福祉サービスとうの見込量及び見込量確保のための方策　についての意見です。

意見番号１４

該当か所

第５章　障がい福祉サービスとうの見込量及び見込量確保のための方策

４３ページ

【１】訪問系サービス

意見要旨

報酬単価が低いことや，担い手の不足などにより，ヘルパーが不足している状況がある。報酬単価の改定やヘルパー養成への支援などの政策により，ヘルパー不足を解消してほしい。

考え方

ヘルパー事業の人材不足は従来から課題であると認識しております。

報酬単価については国の基準に従って設定しているため，本市が単独で改定することは困難です。

福祉人材の確保に取り組み，職員の処遇改善に関する加算の取得勧奨を行うなど，サービス提供体制の充実に努めてまいります。

類似の意見数１

意見番号１５

該当か所

第５章　障がい福祉サービスとうの見込量及び見込量確保のための方策

４３ページ

【１】訪問系サービス

意見要旨

４７ページの居住系サービスの現状と課題にアンケート結果として「必要な在宅サービスが適切に利用できること」（２７．５％）と記載されている。このアンケート結果は訪問系サービスにもあてはまることだと思う。訪問系サービスの現状と課題に書き加えてほしい。

考え方

４３ページの現状と課題について，アンケート結果の内容は記載していませんが，「訪問系サービスは障がい者（児）が在宅生活を継続するうえで欠かせないもの」という文言で表現しています。

意見番号１６

該当か所

第５章　障がい福祉サービスとうの見込量及び見込量確保のための方策

４３ページ

【１】訪問系サービス

意見要旨

同行援護，行動援護と同じく重度訪問介護が重要で早急に整備されなければならない。

考え方

同行援護，行動援護は利用量の減少もあることから，見込量確保のための方策に特に記載しているものです。

意見番号１７

該当か所

第５章　障がい福祉サービスとうの見込量及び見込量確保のための方策

４３ページ

【１】訪問系サービス

意見要旨

サービスを使いたくても使えない現実をおさえ，見込量確保のための方策を再検討してほしい。

考え方

今後示される報酬改定とうの内容を注視し，効果的な方策について，引き続き検討してまいります。

類似の意見数２

意見番号１８

該当か所

第５章　障がい福祉サービスとうの見込量及び見込量確保のための方策

４３ページ

【１】訪問系サービス

意見要旨

　ヘルパーの移動時間を報酬算定に含めてほしい。

考え方

訪問系サービスの報酬算定となるのは，実際にサービス提供を行った時間であり，準備や移動に要した時間は含まれません。

報酬単価は，国の基準に従って設定しているため，本市が単独で改定することは困難です。

意見番号１９

該当か所

第５章　障がい福祉サービスとうの見込量及び見込量確保のための方策

４３ページ

【１】訪問系サービス

意見要旨

　重度の人が夜中にパニックになったときに市民病院に入院できるようにしてほしい。

考え方

　市民病院は，救命救急センターを有する高度急性期医療を担う病院です。精神科病床を有していない市民病院において，パニック症状の患者を受け入れる病床を確保することは困難ですが，身体的症状により緊急措置が必要な患者は夜間救急外来で受診は可能です。

意見番号２０

該当か所

第５章　障がい福祉サービスとうの見込量及び見込量確保のための方策

４５ページ

【２】日中活動系サービス

【見込量確保のための方策】

意見要旨

アンケート調査結果で働いていない人が４９．１％，また福祉施設などで働いている人のなかで一般就労したいと思わない人が５６．７％。行政が掲げる一般就労を増やす目標が障がい者の希望に沿ったものではない。また，生活介護や就労支援継続支援事業についての総量規制の検討が盛り込まれているが，障がい者の社会参加をあまりに簡単に考えておられるのではないか。

考え方

一般就労の移行者数とうは本市の実績と，国が示した指針に沿って設定したものですが，障がい者の社会参加を安易に考えるものではなく，日中活動の場の提供体制の確保とう，個人の希望やしんしんの状況に応じた社会参加を促進したいと考えています。

なお，総量規制は，適正な量を維持し，質の高いサービスを利用者に提供することを目的としており，特定のサービス種別について必要な供給量が確保できていると判断した場合に実施するものです。

意見番号２１

該当か所

第５章　障がい福祉サービスとうの見込量及び見込量確保のための方策

４６ページ

【２】日中活動系サービス

日中一時支援事業

６２ページ

【１２】地域生活支援事業

７　日中一時支援事業（再掲）

意見要旨

利用したい日に使えなかったと聞いた。病気，怪我，冠婚葬祭とう急用で利用したい機会は誰にでも起こりうると思うので，供給量が今よりも増えてほしい。日中一時支援は単価が低いとも聞いたので，市独自の制度を作り，かく事業所が日中一時支援事業を行いやすい環境を整えてほしい。

考え方

報酬単価については，他市とうの状況を確認しているところです。引き続き，サービス提供体制の充実に努めてまいります。

類似の意見数３

意見番号２２

該当か所

第５章　障がい福祉サービスとうの見込量及び見込量確保のための方策

４７ページ

【３】居住系サービス

意見要旨

障がい者が求める居住スタイルはその障がいの特性によって様々である。アパートタイプの障がい者入所施設も必要。

考え方

グループホームについては，これまでも整備を進めてきたこともあり，相当数の事業所が開設されているところです。また，アパートタイプのグループホームについても，サテライト型の採用により現在も対応可能と考えます。

また，本市では住宅入居とう支援事業（居住サポート事業）を実施しており，借家希望で入居困難な場合は必要に応じて，相談，助言とうの支援を行っています。

意見番号２３

該当か所

第５章　障がい福祉サービスとうの見込量及び見込量確保のための方策

４７ページ

【３】居住系サービス

意見要旨

重度の障がいをもつ人に対して「日中サービス支援型グループホーム」をすすめているが，福祉施設からの地域移行と逆行した施策ではないのか。

日中型のグループホームは重度の人に対応ではなく，高齢の障がい者へ対応したものとなってほしい。

考え方

日中サービス支援型のグループホームは，常時の介護を要する人にとって，入所施設以外の選択肢となり，地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために必要なサービスであることから，地域移行を推進するために整備を進めてきたところです。

なお，６５歳到達前までに入居している人は，引き続き障がい福祉サービスのグループホームの利用は可能です。

類似の意見数１

意見番号２４

該当か所

第５章　障がい福祉サービスとうの見込量及び見込量確保のための方策

４７ページ

【３】居住系サービス

意見要旨

　６６ページの障がい者へのアンケート結果では現在も３年ごも家族や親族と暮らすという人が圧倒的多数で，グループホームや施設入所を望む割合は大変少ない。この目標設定は障がい者の希望を反映していないのではないか。

考え方

居住系サービスの見込量については，現在の利用状況とうを踏まえて設定しております。

意見番号２５

該当か所

第５章　障がい福祉サービスとうの見込量及び見込量確保のための方策

４８ページ

【４】相談支援

５１ページ

【６】障がい児相談支援

意見要旨

　違いが記載されていないため，分かりづらいと思った。年齢だけの違いなのか，事業所でも何か明らかな違う点があるのであれば明記してほしい。

考え方

　おおむね対象者の年齢により，１８歳以上は相談支援，１８歳未満を障がい児相談支援と分けています。

意見番号２６

該当か所

第５章　障がい福祉サービスとうの見込量及び見込量確保のための方策

４８ページ

【４】相談支援

意見要旨

　相談支援専門員を増やしてほしい。また相談員の報酬改定か，改定が難しい場合市として新規参入できるような政策を求める。

考え方

　計画（案）にお示ししているとおり，質の高い相談支援体制が求められる一方で，事業所からは人材不足や負担増の声が寄せられているところです。

福山市障がい者総合支援協議会とうの関係機関や，他職種と連携して，相談支援専門員の確保とサービス提供の質向上とうに向けて取り組んでまいります。

報酬単価は，国の基準に従って設定しているため，本市が単独で改定することは困難です。

類似の意見数１

意見番号２７

該当か所

第５章　障がい福祉サービスとうの見込量及び見込量確保のための方策

４８ページ

【４】相談支援

意見要旨

精神の相談ができるところが非常に少ないと聞いたことがある。増やしてください。

考え方

本市の計画相談事業所は２０２４年（れいわ６年）１月１日時点で，４２か所開設されており，そのうち精神の相談ができる事業所は，２６か所です。引き続き，相談場所の確保に努めてまいります。

意見番号２８

該当か所

第５章　障がい福祉サービスとうの見込量及び見込量確保のための方策

４８ページ

【４】相談支援

意見要旨

地域移行支援，地域定着支援については，対象者を実家から自活生活になってしまった人や単身生活を始めることになった障がい者も含めて考えるべきではないか。

考え方

地域移行支援は施設・病院から退所・退院する障がい者を対象としていますが，地域定着支援は家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者も対象に含まれます。

意見番号２９

該当か所

第５章　障がい福祉サービスとうの見込量及び見込量確保のための方策

４９ページ

【５】障がい児通所支援

６２ページ

【１２】地域生活支援事業

８　障がい児とう療育支援事業事業

意見要旨

訪問療育について，児童発達支援事業所との併用ができるようにしてほしい。現状事業所の開いている曜日が限られているし，利用できる事業所も少ない。

考え方

訪問療育を含む療育支援事業は，受給者証なしで利用が可能ですが，児童発達支援事業は，受給者証が必要となります。

療育支援事業は児童発達支援事業を検討するきっかけとなる事業であり，定期的・継続的な療育支援が必要な場合は，児童発達支援事業で対応するものと考えます。よって併用利用は想定していません。

意見番号３０

該当か所

第５章　障がい福祉サービスとうの見込量及び見込量確保のための方策

４９ページ

【５】障がい児通所支援

意見要旨

　医療的ケア児や重症しんしん児の受け入れ先があっても重症しんの表記がある通所受給者証でないと受け入れを断られるケースもある。もっと利用しやすいように改善すべきではないか。

考え方

医療的ケアスコアとうの一定の条件を満たす場合に受給者証へ「医療的ケア」や「重症しんしん障がい」と記載します。対象児童の受け入れができる事業所は限られるため，医療的ケア児とうの通所の場を確保するためにも，対象者の審査は必要と考えます。

意見番号３１

該当か所

第５章　障がい福祉サービスとうの見込量及び見込量確保のための方策

４９ページ

【５】障がい児通所支援

意見要旨

放課後とうデイサービスや児童発達支援について，利用したい事業所と契約できないなかで，「児童発達支援，放課後とうデイサービスの供給量がほん計画に定める必要量を超える場合，総量規制を検討」と言われても納得できない。

考え方

総量規制は，特定のサービス種別について必要な供給量が確保できていると判断した場合に，適正な量を維持し，質の高いサービスを利用者に提供することを目的としています。

かく事業所には定員があるため，すべてのかたが希望する事業所を利用できる環境を整えることは困難ですが，事業者への研修とうをつうじて，いずれの事業所でも，質の高いサービスを提供できるよう取り組んでまいります。

類似の意見数２

意見番号３２

該当か所

第５章　障がい福祉サービスとうの見込量及び見込量確保のための方策

４９ページ

【５】障がい児通所支援

意見要旨

　必要量はどのように決めるのか。

考え方

必要量（イコール見込量）については，これまでの実績やニーズとうを踏まえて設定しています。

意見番号３３

該当か所

第５章　障がい福祉サービスとうの見込量及び見込量確保のための方策

４９ページ

【５】障がい児通所支援

意見要旨

放課後とうデイサービスの職員の知識，理解，技術が乏しい。研修をしているといっているが，実際は子どもの対応ができていない。

考え方

これまでも事業所に対する集団指導や実地指導の機会をつうじて，職員に対する研修機会を確保するよう指導してきたところです。引き続き，職員の資質向上に向けた取組を進めてまいります。

意見番号３４

該当か所

第５章　障がい福祉サービスとうの見込量及び見込量確保のための方策

５４ページ

【９】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

意見要旨

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」とは具体的にどのようなシステムなのか。

考え方

精神障がいの有無や程度にかかわらず，誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう，医療，障がい福祉，介護，住まい，社会参加（就労），地域の助け合い，教育が包括的に確保された体制づくりのことです。

意見番号３５

該当か所

第５章　障がい福祉サービスとうの見込量及び見込量確保のための方策

５４ページ

【９】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

意見要旨

見込量確保のための方策に「地域での定着支援などを推進します」とあるが，どのような内容なのか。

考え方

地域での定着支援とは，施設や病院とうに入所・入院した精神障がい者とうを対象として，入所・入院ちゅうの支援や，退所・退院ごの支援など，地域生活への移行に向けて各種サービスを活用し，定着にむけて取り組むことです。

意見番号３６

該当か所

第５章　障がい福祉サービスとうの見込量及び見込量確保のための方策

５４ページ

【９】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

意見要旨

　保健，医療及び福祉関係者による協議のばの開催回数が年間１回しか見込量が設定されていないのはなぜか。

考え方

協議のばの開催回数については，福山・府中を一つの圏域とした「福山府中地域精神障がい者地域生活支援推進協議会」の会議開催数を計上しています。

この会議とは別に，精神障がいとうに関する個別の協議を行っています。

意見番号３７

該当か所

第５章　障がい福祉サービスとうの見込量及び見込量確保のための方策

５４ページ

【９】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

意見要旨

１０ページの障がい者手帳保持者数の推移によると，精神障がい者手帳所持者は最近３年で６００人増加している。

５４ページの精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の現状と課題の中で「精神障がい者が，地域の一員として自分らしく暮らすよう精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」にむけた体制づくりが必要です」と述べられている。しかし実績と見込は，手帳所持者の増加傾向にかかわらず，増えていない。どんな理由が考えられるのか。

考え方

地域移行支援や地域定着支援とうの実績と見込が増えていないおもな要因としては，それらのサービスを利用せず，本人の希望により病院からグループホームへ直接移行するケースや，対応できる事業所が限られていることが要因として挙げられます。そのため，相談支援体制の充実・強化に取り組んでまいります。

また，対象者は退院後，通院を継続することが考えられるため，病院とうを始めとした関係機関への周知啓発に努めてまいります。

類似の意見数１

意見番号３８

該当か所

第５章　障がい福祉サービスとうの見込量及び見込量確保のための方策

５６ページ

【１１】障がい福祉サービスとうの質の向上

意見要旨

質の低下はたびたび感じる。危険なことがあっても，事故の検証をすることがない。

日々の取組に対して，職員間でのケース会議もほとんどなされていない。日々の研修体制が整うようであってほしい。

考え方

職員の処遇改善に関する加算の申請勧奨とうを行うとともに，事業所に対する集団指導や実地指導の機会をつうじて，職員に対する研修機会を確保するよう指導してまいります。

意見番号３９

該当か所

第５章　障がい福祉サービスとうの見込量及び見込量確保のための方策

５７ページ

【１２】地域生活支援事業

１　相談支援事業

意見要旨

様々な相談支援事業を展開されているが，基幹相談支援センターが１か所，住宅入居とう支援事業所１か所で見込量は果たして１か所でいいのかどうか分からない。住宅入居支援について手厚い支援ができる体制を整えておく必要がある。

考え方

障がい者基幹相談支援センターでは，近年，電話相談とうの件数が増加傾向にあります。今後も相談件数を注視しながら，相談支援体制の確保，機能強化に取り組みます。

また，住宅入居とう支援事業は，リーフレットを作成し関係機関へ情報提供を行うなど事業周知を図る取組を進めているところです。引き続き，相談者に寄り添った支援となるよう努めてまいります。

意見番号４０

該当か所

第５章　障がい福祉サービスとうの見込量及び見込量確保のための方策

５７ページ

【１２】地域生活支援事業

１　相談支援事業

意見要旨

相談支援事業所とうに相談しようとしたときに，電話対応のみと言われた。聴覚障がい者への合理的配慮としてもう少し，ファックス，メールなどで相談できる体制強化をお願いしたい。

考え方

聴覚障がい者への合理的配慮の提供として，ファックスやメールでも相談を受け，関係機関と連携しながら対応してまいります。

意見番号４１

該当か所

第５章　障がい福祉サービスとうの見込量及び見込量確保のための方策

５９ページ

【１２】地域生活支援事業

２　コミュニケーション支援事業とう

ボランティア養成講習年間修了者数

意見要旨

要約筆記の２０２４年度以降の見込量をかく１０人から１５人に変更してほしい。

考え方

要約筆記のボランティア養成講習年間修了者数の見込量は，過去の受講者数・修了者数・受講状況などを考慮しているところです。引き続き，コミュニケーション支援者の養成に取り組んでまいります。

意見番号４２

該当か所

第５章　障がい福祉サービスとうの見込量及び見込量確保のための方策

５９ページ

【１２】地域生活支援事業

２　コミュニケーション支援事業とう

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修年間修了者数

意見要旨

要約筆記の２０２４年度以降の見込量をかく２人から３人に変更してほしい。

考え方

要約筆記者の専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修年間修了者数の見込量については，過去の修了者数などを考慮しているところです。引き続き，要約筆記者の養成に取り組んでまいります。

意見番号４３

該当か所

第５章　障がい福祉サービスとうの見込量及び見込量確保のための方策

６０ページ

【１２】地域生活支援事業

４　移動支援事業（再掲）

意見要旨

事業所の車で安く外出ができるようにしてほしい。車での移動も移動支援に含めてほしい。

考え方

移動支援事業で自動車を利用する場合，ヘルパーが１名で運転者を兼ねるものであれば，報酬の算定ができるのは運転中の時間を除くものであり，ガソリン代とうの実費について，最低限の必要額を利用者が負担するものとなります。

意見番号４４

該当か所

第５章　障がい福祉サービスとうの見込量及び見込量確保のための方策

６０ページ

【１２】地域生活支援事業

４　移動支援事業（再掲）

意見要旨

医療的ケアとうで通学バスの使用が難しい場合や就労の都合で送迎が難しい場合などに，移動支援を通学，通園じに利用できるようにしてほしい。

考え方

医療的ケアを要する児童の通学支援については，広島県の動向も注視しながら教育委員会とともに検討をすすめているところです。そのた移動支援事業の利用条件については他市とうの状況も踏まえ検討してまいります。

意見番号４５

該当か所

第５章　障がい福祉サービスとうの見込量及び見込量確保のための方策

６０ページ

【１２】地域生活支援事業

４　移動支援事業（再掲）

意見要旨

移動支援の事業所が，増えて欲しい。移動支援は基本の金額も低く，加算もない。市として新規参入できるような政策（報酬改定は難しければ事業として新規参入と持続できる補助金など）を求める。

考え方

報酬単価については，他市とうの状況を確認しているところです。

引き続き，提供体制の充実に努めてまいります。

類似の意見数３

意見番号４６から意見番号４９は　第６章　資料編　についての意見です

意見番号４６

該当か所

第６章　資料編

６３ページ

【１】アンケート結果とうの概要

１　市民アンケート調査結果（１）障がい者（１８歳以上）アンケート調査結果

意見要旨

重度訪問介護を使っている人がアンケートに答えていないようです。重度の障がい者を抱えている家庭の実態調査をしてほしい。

考え方

上位項目を抜粋しているため，件数の少ないものはグラフとうに掲載されていませんが，重度訪問介護の利用者も対象に含まれており，回答をいただいています。

意見番号４７

該当か所

第６章　資料編

６４ページ

【１】アンケート結果とうの概要

１　市民アンケート調査結果（１）障がい者（１８歳以上）アンケート調査結果

意見要旨

アンケート結果の介護保険サービスに切り替わるとき同じサービス量や事業所を利用できないことを改善してほしい。

考え方

障がい福祉サービスから介護保険サービスに切り替わった場合，相当サービスがあるものについては，介護保険の利用が優先されます。

ケースにより異なりますので，ケアマネジャーとうをつうじて，ご相談ください。

意見番号４８

該当か所

第６章　資料編

６４ページ

【１】アンケート結果とうの概要

１　市民アンケート調査結果（１）障がい者（１８歳以上）アンケート調査結果

７５ページ

（２）障がい児（１８歳未満）アンケート調査結果

意見要旨

アンケート結果にあるように，どのようなサービスがあるのか，詳しい情報を提供してほしい。

１冊の本に福祉サービス内容をまとめ，それを見れば次は何をすれば良いのか・どんなサービスがあるのかを分かるようにしていただきたい。ホームページを見ても「詳しくはお問い合わせください」となっている。

考え方

サービスの利用までの流れ，概要とうについては，福山市障がい者総合支援協議会が作成した「障がい福祉サービスとう利用のご案内」を活用し，制度の周知を図っているところです。

また，本市ホームページの掲載内容については，現在見直しを行っているところであり，より分かりやすい周知に努めてまいります。

類似の意見数１

意見番号４９

該当か所

第６章　資料編

７９ページ，８１ページ

【１】アンケート結果とうの概要

２　事業所アンケート調査結果

（１） 障がい者支援に関する事業所調査結果

（２） 障がい児支援に関する事業所調査結果

意見要旨

障がい者事業所の，自己評価４１．０％や，利用者からの評価２４．４％の実施割合の低さはなぜなのか。障がい児事業所では，自己評価８０．８％，利用者からの評価７８．２％である。

考え方

児童発達支援及び放課後とうデイサービスについては，自己評価及び事業所を利用する障がい児の保護者による評価が行われ，その結果とうの公表が適切に行われていない場合は，「自己評価結果とう未公表減算」が適用されます。そのたのサービスについては，同様の趣旨の減算がないため，実施割合が低いのではないかと考えます。

第７期福山市障がい福祉計画・第３期福山市障がい児福祉計画（案）に係る　パブリックコメントの結果報告

このファイルは　以上です。